

第2部 指導監督基準解説編

目次

1. 指導監督の概要
2. 指導監督基準

1. 指導監督の概要

立入調査・集団指導の目的

- ◆児童福祉法第59条に基づく、指導監督の一環
- ◆児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認



指導監督基準及び評価基準に定められた調査項目について、効果測定への回答及び提出書類の確認等により、基準への適合状況を確認する。

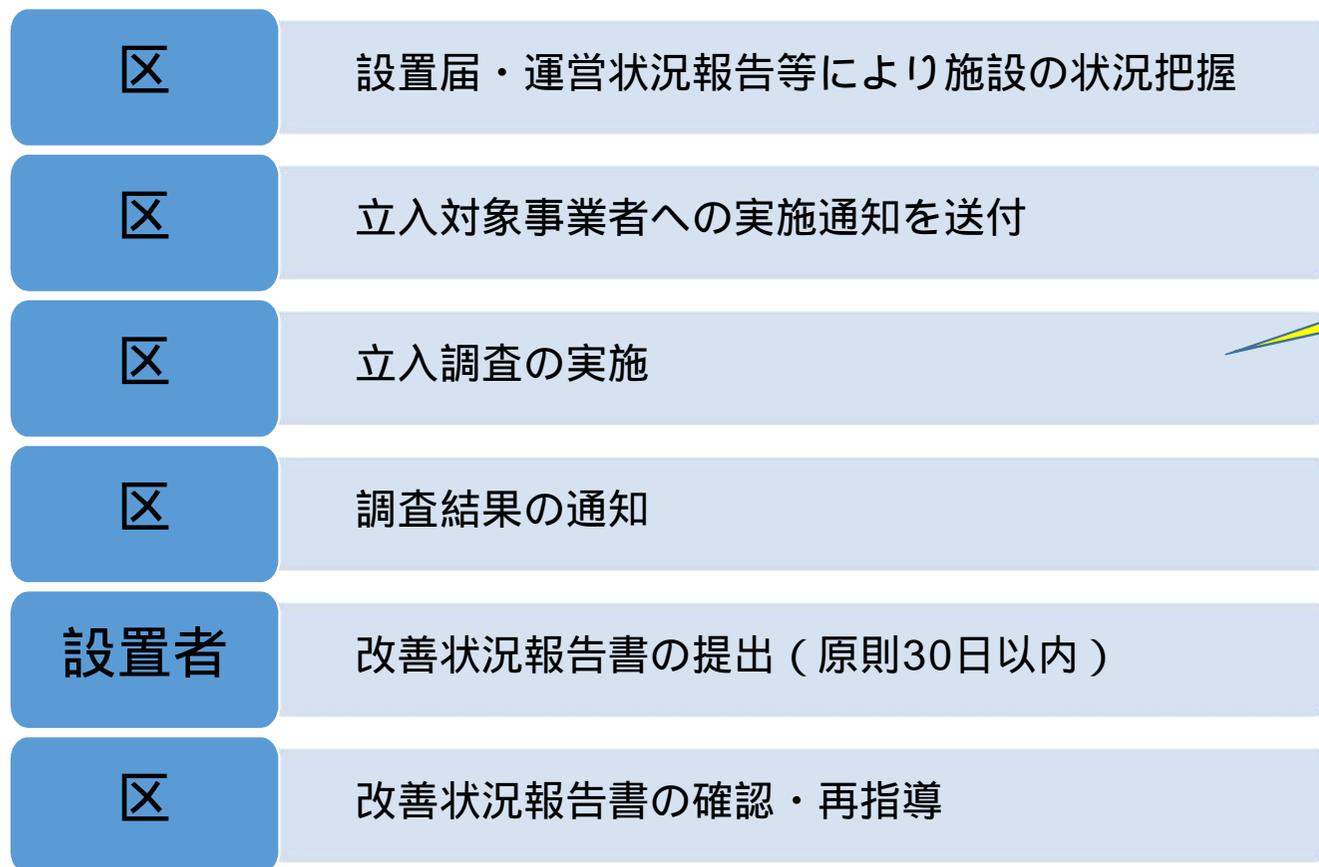
江戸川区の認可外保育施設指導監督基準等

- ◆ 「江戸川区認可外保育施設指導監督実施要綱」
- ◆ 「認可外保育施設指導監督要綱実施細目」
- ◆ **「認可外保育施設指導監督基準」**
- ◆ **「評価基準 別表2-4」**

掲載箇所

区HP > 子育て・教育 > 子育て > 保育施設指導検査
> **指導検査実施要綱・実施方針・基準等**

立入調査の流れ【一般的な流れ】



集団指導の実施

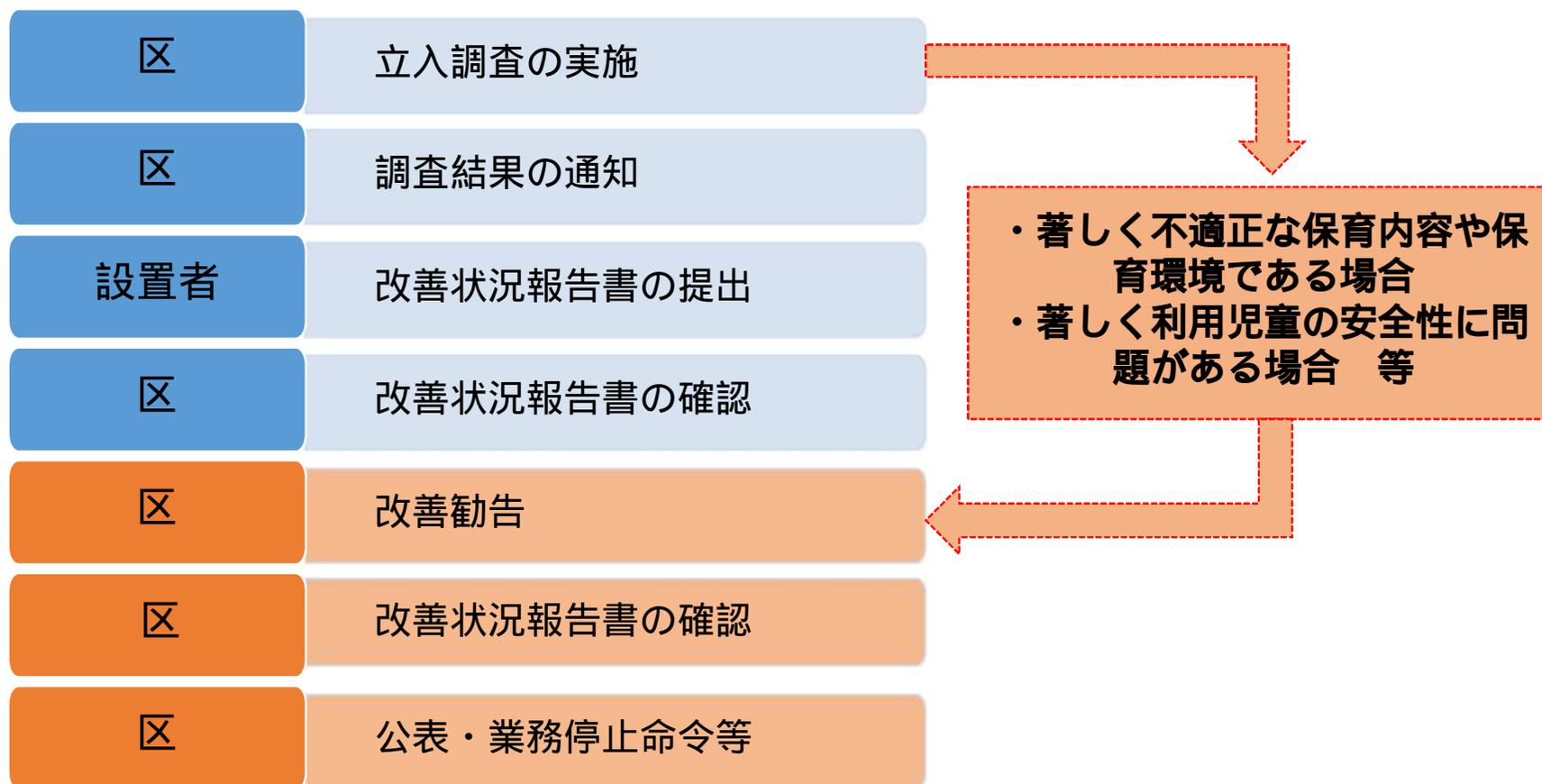
立入調査【随時対応の場合】

- ◆ 死亡事故等の重大事故が発生した場合
- ◆ 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合（ ）
- ◆ 利用者等から苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合等

() こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む

立入調査実施

立入調査の流れ【随時対応】



2. 指導監督基準

保育に従事する者の数及び資格について

《保育に従事する者の数》

指導基準第1

原則、1人に対して乳幼児1人

《保育に従事する者の有資格者の数》

有資格者とは、保育士又は看護師

都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修
を修了した者を含む

(例) ○ 居宅訪問型保育基礎研修

○ 子育て支援員研修 (地域保育コース)

○ (公社) 全国保育サービス協会によるベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修

○ 認定ベビーシッター資格取得に関する科目の履修 など

《防災上の必要な措置の実施》

地震、火災等の災害発生時における対処方法について
検討及び実施をしているか

非常災害発生時を想定した配慮をする

(例)

- 避難経路や消火用具の場所を確認
- 事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認